

# 特定相談支援・障害児相談支援事業所における精神障害者支援体制加算

- 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に加算する。

## 報酬

- 精神障害者支援体制加算Ⅰ（対象者あり） 60単位／月  
（研修修了者が、精神障害に対して現に指定計画相談支援を行っていること。）
- 精神障害者支援体制加算Ⅱ（対象者なし） 30単位／月

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、精神障害者を支援する事業所を更に評価（改定前：35単位）

## 手続き

- 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出る。
- 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する。

## 精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修とは

次のいずれかの事業において行われる研修

- 平成29年8月1日障発0801第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知「精神障害者支援の特性と技法を学ぶ研修 精神障害者支援の特性と技法を学ぶ研修事業」
- その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修

# 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修の概要

- 精神障害者支援体制加算に対応する研修として、「愛媛県精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修」を実施する。

## 対象者

- 所属長の推薦を受けた者のうち、次の要件を満たし、全ての課程を受講できる方。  
原則として、県内の障害福祉サービス事業所等において、現に精神障がい者支援の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方。
  - (1) 相談支援専門員
  - (2) 障害福祉サービス事業所等の職員であって(1)以外の者
  - (3) 市町等の障がい福祉担当課の職員

## 研修の内容

- 研修日 [講義] 7月24日(水) 10時00分～15時55分 (受付 9:00～)  
[演習] 7月25日(木) 9時55分～16時25分 (受付 9:30～)
- 定員 100名程度
- 受講料 無料
- 内容 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について」(H29.8.1障発0801第5号厚生労働省通知)に即して実施

## 受講申込手続き等

- 障害福祉サービス事業者等設置法人に研修の実施及び申込方法等について、メールで通知するほか、一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会及び愛媛県のホームページに掲載。
- 所定の受講申込書を令和6年6月24日(月)までに一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会までメールで提出。